

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法第55条第9項及び同条第13項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年7月1日

京都市長 松井 孝治

1 土地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 事業の施行期間（当初）

平成24年3月30日から令和8年3月31日まで

4 事業の施行期間（変更）

平成24年3月30日から令和13年3月31日まで

5 施行地区

京都市下京区郷之町、同区上之町及び同区小稲荷町の各一部

6 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所内

7 事業計画の決定の年月日

平成24年3月22日

8 事業計画の変更の年月日

令和7年7月1日

（都市計画局住宅室すまいまちづくり課）